

郡山市制限付一般競争入札実施要綱

令和 7 年 3 月 28 日 制定

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する工事等、物品調達、業務委託及び建物等の修繕の契約に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量等 建設工事に係る測量、設計及び調査をいう。
- (3) 製造・販売 製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第 1 項に規定する物品の製造を除く。）及び工事に係る土木及び建設資材の購入をいう。
- (4) 工事等 建設工事、測量等及び製造・販売をいう。
- (5) 物品調達 物品の購入、修繕、売払い、製造の請負及び賃貸借（以下「リース・レンタル」という。）をいう。
- (6) 業務委託 市有建築物等の維持管理に関する業務委託及び役務の提供をいう。
- (7) 建物等の修繕 建物、設備その他の構造物の修繕をいう。

(対象業務)

第 3 条 制限付一般競争入札の対象は、前条各号に掲げる契約において設計金額（規則第42条の 2 第第 1 項又は第 2 項に規定する長期継続契約にあっては、その契約期間の執行予定額の総額。また、物品の購入又は製造の請負にあっては執行予定額。以下同じ。）が1,000万円以上のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、この限りでない。

- (1) 施行令167条の 2 第 1 項各号の規定に基づき随意契約とするとき。
- (2) 災害等により緊急に発注する必要がある指名競争入札とするとき。
- (3) その他制限付一般競争入札に付することが適さないと市長が認めるとき。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、制限付一般競争入札に付すべきものと認めるときには、これを対象として指定できるものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、施行令第167条の4の規定に該当する者を除くほか、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定。以下「資格審査要綱」という。）第7条第1項の規定により定めた有資格者名簿において、対象業務と一致する登録区分（建物等の修繕にあつては建設工事又は業務委託）の登録業種又は種目に登録されている者であること。ただし、当該有資格者では入札に参加させることができない、又は対象業務の種類、性質等により当該基準によることが適当でないと、あらかじめ郡山市契約審査会規程（平成6年郡山市訓令第9号）第1条の規定により設置された郡山市契約審査会（以下「審査会」という。）の承認を受けたときはこの限りでない。
 - (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月 日制定）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに同要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。
 - (3) 対象業務の性質又は目的を考慮して、審査会又は契約権者が必要と認める営業所の所在地要件を満たす者であること。
 - (4) 工事等においては、対象業務に一定の資格等を有する技術者を配置することが可能であると認められる者であること。
 - (5) 建設工事においては、対象工事の業種について法に基づく許可を受けている者であること。
 - (6) 建設工事においては、資格審査要綱別記第2等級別格付基準に定める総合点が、対象工事を考慮して審査会の審議を経て決定した要件を満たす者であること。ただし、主たる事業所の所在地が市外にある者については、郡山市競争入札参加資格審査の申請時に提出した法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果の総合評価値が、対象の建設工事を考慮して審査会の審議を経て決定した要件を満たす者であること。
 - (7) その他対象業務ごとに市長が別に定める要件を満たす者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務については、審査会の審査を経て、市長が制限付一般競争入札に参加することができる者の資格を決定するものとする。
- (1) 1件の設計金額が1,000万円以上の工事等、物品の購入又は製造の請負
 - (2) 1件の設計金額が1,500万円以上の物品の修繕、リース・レンタル又は建物等の修繕
 - (3) 1件の設計金額が2,500万円以上の業務委託
 - (4) 市長が特に必要と認める契約
（公告）

第5条 市長は、規則第22条の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により公告を行うものとする。

- (1) 建設工事及び測量等 第1号様式及び第2号様式
 - (2) 前号以外の区分 第2号様式
- 2 公告は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示して行うとともに、郡山市ウェブサイトにも掲載

するものとする。

（入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出）

第6条 市長は、制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の参加資格を確認するため、公告において指定する日までに、申請者に入札参加申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

（入札参加資格の確認等）

第7条 市長は、前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を申請者に対して、入札参加資格確認通知書（第4号様式）により通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認める者に対しては、その理由を付記するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第8条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札参加資格者に対し、当該入札参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

（設計図書等の閲覧）

第9条 対象業務の図面、仕様書等（以下「設計図書等（物品の購入及び製造の請負にあつては仕様書等）」という。以下同じ。）という。）は、公告において指定する期限まで閲覧に供するものとする。

2 申請者は、設計図書等に関して質問があるときは、設計図書等質問書（第5号様式。以下「質問書」という。）により行わなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された質問書について、設計図書等回答書（第6号様式。以下「回答書」という。）により回答するとともに、当該質問書及び回答書を郡山市ウェブサイト（工事等にあつては電子入札システム）に掲載するものとする。

（委託費内訳書）

第10条 市長は、必要と認めるときは、測量等又は業務委託の入札の執行に先立ち、入札参加資格者に対し委託費内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）の提出を求めることができる。

（入札の中止等）

第11条 市長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の中止又は延期をすることができる。

（入札の方法）

第12条 入札の実施に当たって、建設工事においては規則第33条第2項の規定に基づく最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）又は郡山市建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年10月17日制定）第5条に基づく調査基準価格及び同要綱第6条に基づく失格基準価格を設定するものとし、測量等又は規則第33条第2項の規定に基づき最低制限価格を設ける必要があると認める業務委託においては最低制限価格を設定するものとする。

2 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格又は失格基準価格を設定した場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき又は予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格を上回る価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。

3 再度の入札は、原則1回に限りこれを行う。

4 第2項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる。ただし、総合評価方式で執行する入札案件は除く。

5 前項の随意契約に係る見積合せは、初度及び再度の原則2回を限度とし、第2項の規定による再度の入札において、予定価格超過の価格を提示した者のみの場合には、最低の価格及び次順位の価格を提示した者（最低の価格を提示した者が複数の場合には、次順位の価格を提示した者は含まない。）により行うものとする。ただし、最低制限価格未満の価格を提示した者がいるときには、再度入札を行うものとする。

（特記事項）

第13条 工事等における入札参加資格を開札後に確認する事後審査方式の入札にあつては、おおむねこの要綱を準用するものとし、その他詳細等については別に定めるものとする。ただし、この要綱と相違する場合は、別に定めるものを優先するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（その1）（第5条関係）

公告第 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、各工事の入札に共通する資格及び事項を公告する。

なお、次に掲げるもののほか、各工事の入札に係る個別事項については、工事ごとに行う公告において規定するものとする。

年 月 日

郡 山 市 長

- 第1 入札に参加する者に必要な資格
- 第2 設計図書等の閲覧
- 第3 入札参加の申込み
- 第4 設計図書等に対する質疑応答
- 第5 入札保証金
- 第6 入札書に入力する金額
- 第7 入札の中止等
- 第8 入札の無効
- 第9 落札者の決定等
- 第10 契約締結
- 第11 入札に関する注意事項
- 第12 その他

第1号様式（その2）（第5条関係）

公告第 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、各委託の入札に共通する資格及び事項を公告する。

なお、次に掲げるもののほか、各委託の入札に係る個別事項については、委託ごとに行う公告において規定するものとする。

年 月 日

郡 山 市 長

- 第1 入札に参加する者に必要な資格
- 第2 設計図書等の閲覧
- 第3 入札参加の申込み
- 第4 設計図書等に対する質疑応答
- 第5 入札保証金
- 第6 入札書に入力する金額
- 第7 入札の中止等
- 第8 入札の無効
- 第9 落札者の決定等
- 第10 契約締結
- 第11 入札に関する注意事項
- 第12 その他

第2号様式（その1）（第5条関係）

公告第 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、 年郡山市公告第 号の規定によるものとする。

年 月 日

郡 山 市 長

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契 約 番 号		
2	業 種		
3	工 事 名		
4	施 行 場 所		
5	施 行 期 限		
6	工 事 概 要		
7	支 払 条 件	前金払	
		中間前金払	
		部分払	
8	予 定 価 格		
9	最 低 制 限 価 格		
10	調査基準価格及び失格基準価格		
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施		
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等		
13	議会の議決に付すべき契約		
14	電 子 契 約		

第 2 入札方法及び入札期間

1	入 札 方 法	
2	工 事 費 内 訳 書	
3	入 札 期 間	

第 3 開札場所及び開札日時

1	開 札 場 所	
2	開 札 日 時	

第 4 入札に参加する者に必要な資格

1	入 札 参 加 形 態	
2	郡山市の 年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
	登 録 業 種	
	等 級 別 格 付	
	総 合 点	
	所 在 地 要 件	
3	建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許 可 業 種	
	そ の 他 の 要 件	
4	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者を配置することができる者であること。	
	資 格 要 件	
	雇 用 関 係	
	そ の 他 の 要 件	
5	手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限	
6	施 行 実 績	

第 5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧期限	
2	設計図書等に対する質問期限	
3	質問の回答期限	
4	入札参加申請期限	

※ 電子入札利用時間は、午前 8 時から午後 10 時まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

第2号様式（その2）（第5条関係）

公告第 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、本入札に必要な事項については、 年郡山市公告第 号の規定によるものとする。

年 月 日

郡山市長

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契 約 番 号	
2	業 種	
3	委 託 名	
4	施 行 場 所	
5	施 行 期 限	
6	委 託 概 要	
7	支 払 条 件	前払金
8	予 定 価 格	
9	最 低 制 限 価 格	

第2 入札方法及び入札期間

1	入 札 方 法	
2	委 託 費 内 訳 書	
3	入 札 期 間	

第3 開札場所及び開札日時

1	開 札 場 所	
2	開 札 日 時	

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入 札 参 加 形 態	
2	郡山市の 年度有資格業者名簿（測量等又は製造・販売）に登録されている者であること。	
	登 録 業 種	
	所 在 地 要 件	
3	次に掲げる登録要件を全て満たす者であること。	
	部 門	
	そ の 他 の 要 件	
4	次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置することができる者であること。	
	資 格 要 件	
	そ の 他 の 要 件	
5	施 行 実 績	

第 5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧 期間	
2	設計図書等に対す る質問期間	
3	質問の回答期限	
4	入札参加申請期限	

※ 電子入札利用時間は、午前 8 時から午後 10 時まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

第2号様式（その3）（第5条関係）

公告第 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

年 月 日

郡山市長

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 契約番号
- 2 業種
- 3 件名
- 4 納入場所
- 5 納入期限
- 6 物品調達の概要
- 7 支払条件
- 8 その他

第2 入札執行の場所及び日時等

第3 入札に参加する者に必要な資格

第4 仕様書等の閲覧

第5 入札参加の申込み

第6 仕様書等に対する質疑応答

第7 入札保証金

第8 入札書に入力する金額

第9 入札の中止等

第10 入札の無効

第11 落札者の決定等

第12 契約締結及び契約書の作成

第13 入札に関する注意事項

第14 その他

第2号様式（その4）（第5条関係）

公告第 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

年 月 日

郡山市長

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 契約番号
- 2 件名
- 3 施行場所
- 4 履行期間
- 5 業務概要
- 6 支払条件
- 7 最低制限価格
- 8 その他

第2 入札手続に関する日程等

第3 入札方法

第4 開札場所

第5 入札に参加する者に必要な資格

第6 設計図書等に対する質疑応答

第7 入札参加の申込み

第8 入札保証金

第9 入札書に入力する金額

第10 入札の中止等

第11 入札の無効

第12 落札者の決定等

第13 契約締結及び契約書の作成

第14 契約保証金

第15 入札に関する注意事項

第16 その他

入 札 参 加 申 請 書

年 月 日

郡山市長

下記の制限付一般競争入札について、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと及びこの申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

申請者	所在地			
	商号又は名称			
	代表者職氏名			
	電話番号		市登録番号	
	総合点※		郡山市格付等級	

※郡山市格付等級に係る総合点又は経営事項審査の総合評定値
（公告中の入札に参加する者に必要な資格要件により該当する点数を記入すること）

記

契約番号	
工事名	
施行場所	

申請者の手持工事 （本年度に郡山市と契約した同業種の制限付一般競争入札で行った工事を記入すること）	
工事名	当初契約金額（円）

配置予定技術者	氏名		
（2人まで）	資格		

(裏面)

配置技術者について、専任を要する工事の兼任又は営業所技術者等の配置が可能な工事の要件は下記のとおり。

関係法令を遵守し、技術者を配置すること。

配置技術者が専任を要する工事において兼任が可能な場合

- 1 建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は兼任が可能である。ただし、発注者（異なる場合はそれぞれの発注者）が兼務を認めた場合に限る。

次のア～イを全て満たす工事であること。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

イ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

ウ 管理する工事が原則2件程度であること。

エ 監理技術者の配置を要する工事でないこと。

- 2 契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、9,000万円以上）となる工事の場合、配置技術者は専任を要するが、建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、兼任可能である。以下（1）又は（2）のとおり。ただし、個別公告で、兼任配置の対象外としている場合は、この限りではない。

- （1）建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たす工事であること。（専任特例1号）

次のア～クを全て満たす工事であること。

ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

エ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存しなければならない。

キ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する工事現場の数が2を超えないこと。

- （2）建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置する工事であること。（専任特例2号）

次のア及びイを満たす工事であること。

ア 監理技術者補佐として以下のいずれかに該当する者を専任で配置すること。

（ア）主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第一次試験に合格した者（1級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る）。

（イ）当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者。

- イ 兼務する工事現場の数が2を超えないこと。

※同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

営業所技術者等が専任を要する工事の技術者を兼務することが可能な場合

- 3 営業所技術者等は営業所に常駐して専らその職務に従事することが求められているが、建設業法第26条の5に該当する場合は、営業所技術者等を専任を要する工事の配置技術者としてすることが可能である。その要件は以下のとおり。ただし、個別公告で、営業所技術者等を配置の対象外としている場合は、この限りではない。

次のア～ケを全て満たす工事であること。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。

イ 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。

ウ 営業所と当該工事現場間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

エ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

オ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者であること。

カ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書（営業技術者等が所属する営業所の名称及び当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称が記載されていること。）を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。

ク 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 工事現場の数が1を超えないこと。

第3号様式（その2）（第6条関係）

入 札 参 加 申 請 書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

市 登 録 番 号

下記の制限付一般競争入札について、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと並びにこの申請書の記載事項及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 契約番号 第 号

2 件 名

(裏面)

地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

年 月 日

様

郡山市長

入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

先に申請のあった制限付一般競争入札に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

契約番号	第 号
件 名	
入札参加資格 の 有 無	有 無
入札参加資格 がないと認め た理由	

※整理番号

設 計 図 書 等 質 問 書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

作 成 担 当 氏 名

電 話 番 号

契約番号	第	号
件 名		
質 問 事 項		

注：※印の欄には記載しないこと。

※整理番号	
-------	--

設 計 図 書 等 回 答 書

年 月 日

様

郡山市長

契約番号	第 号
件 名	
回 答 事 項	

注：※印の欄の番号は、本案件の設計図書等質問書の整理番号を示す。